令和８年（フ）第６９号
長崎県佐世保市松瀬町549番地３、前住所長崎県佐世保市矢峰町925番地
破産者　松本久美子
１　決定年月日　令和８年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第４０２号
奈良県生駒市東生駒３丁目398番地73
破産者　矢野　未紗
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第３０２号
奈良県北葛城郡広陵町大字弁財天307番地３
破産者　石原　有香
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第６４号
沖縄県沖縄市安慶田３丁目９番７号　ヒルズちがや403
破産者　長堂　　圭
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１３１号
沖縄県沖縄市胡屋４丁目26番22号
破産者　松川　朝彦
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
沖縄県沖縄市登川３丁目22番９号　ソレイユ203
破産者　糸滿　大寿
１　決定年月日　令和８年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第２６４２号
札幌市白石区本通13丁目南８番10―405号
破産者　坪根　拓也
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７０３号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目６番18―402号
破産者　髙橋　　勉
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５号
岩手県釜石市栗林町第４地割32番地
破産者　栗澤　精一
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第２２号
秋田市土崎港東四丁目４番59号　イーストベイ201号
破産者　三浦　淳良
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６５号
埼玉県東松山市本町２丁目４番15号　メゾンアンフィニー101号室、旧住所埼玉県東松山市大字西本宿2487番地６
破産者　中村　直子
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１４９号
埼玉県熊谷市下奈良979番地９
破産者　大塚　　崇
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第４６４号
川崎市宮前区菅生ケ丘37番16号
破産者　瀬川　和也
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第７２０号
川崎市宮前区菅生ケ丘37番16号
破産者　瀬川　里枝（旧姓永井）
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３１１号
川崎市川崎区下並木65番地11　サイプリス川崎　302
破産者　壱匠こと　小檜山　匠
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
川崎市宮前区野川本町３丁目13番９号
破産者　田中　貴之
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５０号
愛知県刈谷市高津波町７丁目402番地　マンション和正202号
破産者　吉江　　久
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第７５号
愛知県西尾市楠村町向山８番地18　ファミールＫ向山Ⅱ　１－Ｆ号室、前住所愛知県西尾市寺津町田地山25番地　県営寺津住宅１棟203号室
破産者　小林　一輝
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１８１号
愛知県岡崎市赤渋町字上河原52番地２　アーネスハイツ長尾　104
破産者　小谷　光昭
１　決定年月日　令和８年８月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係